

6 和解も成立させて

判決の前に1回和解期日を設けている。今年度は、90分の間に当事者が13回も入れ替わって和解成立となつた。私自身は和解が成立したこと自体に喜んでしまつた。昨年度は時間切れで不成立、昨年度及び今年度は何とか和解成立した。和解では、各代理人とも、ラウンド法廷から出た外での依頼者役教員に対する説明と説得には苦労していた。

内容にしたい。今年度はそれが功を奏したのか、同じ教材（民事模擬裁判シナリオ⑯）を使いながら、判決内容が昨年度と異なつた。なお、PSIMの教材の中の事実は限られているので、事実の付加は不可避だが、教材利用条件に反しないようにどの程度まで事実の付加が認められるのかは必ずしも明らかではない。利用する立場からはこの点での改善を望みたい。

7 事実が変わると判決が変わる

判決の内容は、昨年度及び昨年度は原告勝訴のところ、今年度は被告勝訴となつた。担当教員としては、2年連続で原告勝訴だったので、事実を多少付加して、被告が勝つ可能性を考えた。付加しすぎても被告に有利になりすぎてしまう。尋問次第で結論が変わらるよう

8 PSIMの教材を進化させる

民事模擬裁判に関しては、PSIMの教材とスタッフの方にはすっかりお世話になっている。新しい教材にチャレンジしたい気持ちもあるが、今ある教材を進化させるのも楽しみであり、来年度どうしようか悩みどころである。また、講義の最後には、模擬裁判の全過程を録画・DVD化したものを、全受講学生に配布している。お土産付の授業は他にはあまりない。

刊行・刊行予定のお知らせ

PSIMコンソーシアムで実施したセミナー・講演の内容についての刊行物です。

■ 名古屋大学法政論集 第259号 (2014年12月刊行)

【報告】「韓国のロースクールにおける法実務教育の現状と課題」

金 祥洙(韓国 西江大学校法学専門大学院教授)

第17回 PSIMコンソーシアム法実務技能教育支援セミナー (2013年11月2日)

■ 愛媛法学会雑誌(掲載予定)

【翻訳】「Gaining Experience in Teaching “Experientially”:

How Can Professors Connect Law School to Legal Practice?」

Karen M. Lockwood(NITA所長)

第18回 PSIMコンソーシアム法実務技能教育支援セミナー (2014年6月14日)

■ 名古屋大学法政論集(掲載予定)

【翻訳】「The Delicate Topic of Gender in Legal Education: The Canadian Experience」

Lynn Smith(カナダ勅撰弁護士・ブリティッシュ・コロンビア大学名誉教授)

第20回 PSIMコンソーシアム法実務技能教育支援セミナー (2014年10月18日)

今後の予定

■ 第21回 法実務技能教育支援セミナー

日時 2015年6月頃に予定

会場 熊本大学 (予定)

■ 第9回 PSIM コンソーシアム総会

日時 2015年11月7日(土) [予定]

会場 名古屋大学 (予定)

法実務技能教育教材研究開発(PSIM)コンソーシアム ニューズレター 第15号

[発行者] PSIMコンソーシアム [代表] 松浦好治 名古屋大学大学院法学研究科 特任教授

[事務局] T 464-8601 名古屋市千種区不老町 名古屋大学大学院法学研究科 211研究室

[TEL&FAX] 052-788-6234 [担当] 沖崎・長田・大橋 [ホームページ] <http://www.law.nagoya-u.ac.jp/~psimconsortium/>

法実務技能教育教材研究開発(PSIM)コンソーシアムは、法科大学院における法実務技能教育に関し、教材の作成と共同利用・教育人材の養成・教育方法論の構築を目的として、下記の法科大学院が参加して全国規模で活動しています。

[PSIMコンソーシアム参加校]

名古屋/北海学園/東北/東北学院/東京/國學院/専修/早稲田/上智/東海/日本/大宮法科/獨協/桐陰横浜/静岡/中京/愛知/愛知学院/南山/信州/新潟/金沢/龍谷/京都産業/関西学院/大阪市立/岡山/広島/香川/愛媛/九州/熊本/鹿児島/琉球 (2015年1月現在 34校 順不同)

PSIM News

Professional Skills Instruction Materials
CONSORTIUM

法 実 務 技 能 教 育 教 材 研 究 開 発 コ ン ソ ー シ ア ム ニ ュ ー ズ レ タ ー

セミナー報告

第20回法実務技能教育支援セミナー



2014年10月18日(土)、第20回法実務技能教育支援セミナーを愛知学院大学名城公園キャンパス・キャッスルホールにおいて開催いたしました。

まず、教育方法論の部では、岡山大学法科大学院の佐藤吾郎教授から「岡山大学法科大学院弁護士研修センターの意義および課題」と題してご講演いただきました。

佐藤教授は、組織内弁護士養成と継続教育を実施するための組織として、「岡山大学法科大学院弁護士研修センター」を法科大学院として全国で初めて設立した経緯を説明されるとともに、地方法科大学院や地方における法曹継続教育の抱えるさまざまな課題を指摘されました。また、地方における法曹継続教育の担い手として、弁護士会、法科大学院、法学部の三者が連携して教育にあたることの必要性やロースクール出身者の職域拡大のためのキャリアセンター事業についてもご報告いただきました。

続いて、教材作成の部では、カナダの勅撰弁護士でブリティッシュ・コロンビア大学名誉教授であるLynn Smith氏に「The Delicate Topic of Gender in Legal Education: The Canadian Experience」と題してご講演いただきました。

Smith教授は、元州裁判官やカナダ司法研修所所長としての自らの経験を交え、ジェンダーパースペクティブからの法学教育・法曹継続教育プログラムの意義とその効果を述べられるとともに、法教育における社会的文脈教育の必要性と法科大学院における社会的文脈教育へのアプローチの方法について、カナダにおける取り組みを紹介されました。

両講演とも、質疑応答では活発な意見交換が行われ、盛況のうちにセミナーを終えることができました。お忙しい中、ご参加いただいた方々には、心よりお礼申し上げます。



CONTENTS

今号の主な記事

第20回 法実務技能教育支援セミナー	…01
第8回 PSIMコンソーシアム総会	…02
オブザーバー校からの報告	…02
京都弁護士会との共催による公開講演会	…02
教材利用者の声—PSIM教材を利用して	…03
刊行・刊行予定のお知らせ	…04
今後の予定	…04

第8回PSIMコンソーシアム総会

2014年10月18日(土)、愛知学院大学名城公園キャンパス・キャッスルホールにおいて、第8回PSIMコンソーシアム総会を開催しました。

コンソーシアム総会では、はじめに、運営体制と会則に関する以下の事項が承認されました。

1. 涉外・広報等小委員会委員の一部変更
2. 会則の一部改正

なお、今回の会則改正により、総会に際して委任状の提出が可能となりましたので、今後、総会にやむをえずご欠席の場合には、委任状の提出をよろしくお願ひいたします。

次に、コンソーシアム全体の活動報告および今後の活動計画、法実務技能教育支援セミナー等講演録の刊行ならびに刊行予定について報告が行われました。また、事務局から、教材利用報告書の提出および教材資料等の提供についてのお願い、ならびに教材の利用促進のための教材利用実態ヒアリング調査についての協力が依頼されました。



参加校/オブザーバー校(中国政法大学・陳景善准教授)からの報告



第8回PSIMコンソーシアム総会の議事終了後、参加各校からそれぞれの取り組みや活動について報告がなされました。

引き続き、オブザーバー校である中国政法大学の陳景善准教授から「中国における法科大学院の授業モデルに関する研究—中国政法大学の商法の授業モデルを中心に」と題する報告が行われました。

陳准教授は、中国では法科大学院の設置以降、各大学でカリキュラムの充実や授業モデルに関するさまざまなもの模索が行われていること、法律知識のレベルの異なる学生層を対象に、授業の方式や説明内容の調整など法科大学院に最も適合する授業モデルを模索する必要性について報告されました。

模索が行われていること、法律知識のレベルの異なる学生層を対象に、授業の方式や説明内容の調整など法科大学院に最も適合する授業モデルを模索する必要性について報告されました。

京都弁護士会との共催による公開講演会

2014年10月20日(月)、京都弁護士会館において京都弁護士会との共催による公開講演会を開催いたしました。ブリティッシュ・コロンビア大学名誉教授のLynn Smith勅撰弁護士を講師にお招きし、「継続法曹教育とジェンダー視点の重要性」と題してご講演いただきました。講演では、継続法曹教育における社会的文脈教育の重要性の観点から、本質的な「平等」の定義を見つめなおし、ジェンダーと人種的偏見に関する感受性を高めることの必要性が指摘されました。



講演後の質疑応答では、法制度の違いを越えた継続法曹教育における日本・カナダ共通の課題について活発な意見交換が行われました。

教材利用者の声—PSIM教材を利用して

名古屋大学大学院法學研究科法曹養成専攻
教授・弁護士 成瀬 伸子

証拠調べ、口頭での最終弁論、口頭での判決を課題としている。尋問で、当事者が両手を広げて「このくらいの大きさの犬」とか回答するのをそのままにしてしまうので、教員側からは、尋問の仕方など丁寧に指導するように気を付けている。

4 2つ目の模擬裁判で本番

第5回から第15回までの11回は、PSIMの教材である民事模擬裁判シナリオ⑩「抵当権設定登記抹消登記手続請求事件」(教材コード:ms021ps07n057)を使っていている。これは、ラーメン店経営の夫婦の夫が入院したため、店を閉めることになったが、妻が閉店費用や入院費等に充てるため、夫の代理人と称して知人男性から借金をし、夫名義の土地に抵当権を付けたため、夫が知人男性に対し抵当権の抹消を請求する事件である。妻の代理権の有無・範囲、無権代理の場合の表見代理の成否が問題となる。訴状・答弁書まではPSIMの教材を利用し、それ以降の準備書面、陳述書は学生が作成した。準備書面は、5頁のものが出ると、相手方は6頁のものを出すというように熱を帯びてくる。準備書面は、両代理人とも、まず担当者が作成し、それを法科大学院のシラバスシステムの掲示板にあげ、それに他のメンバーが意見を言って修正するというもので、かなり完成度も高かった。そして、最終弁論は、集中証拠調べ直後に口頭で行う。尋問で出た証拠を直ちに主張に入れ込むのはかなり大変な作業である。

5 役者さんに依頼

名古屋大学では、本番の集中証拠調べでは、劇団に所属されている役者さんに当事者役・証人役をお願いしている。途中までは担当教員が当事者役、証人役となって、学生が聞き取りをし、集中証拠調べ直前の回には、学生が役者さんからも聞き取りをする。事前に役者さんは、「事実」に関して「今年はこれで行きます」という内容を綿密に打ち合わせするのだが、いざ本番の集中証拠調べになると、役者さん自身が当事者に『なりきり』になって、有利な事実を付加してしまい、それで勝敗が決まりかねない事態となってしまうことも。役者さんに依頼することは、学生から見ると、とても緊張感があって良いと好評であった。

(次ページにつづく)